

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（案）

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
基幹統計の整備 （第1WG・第2WG）	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計の整備」 ◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文（第2条第4項）、②基幹統計化の個別判断に当たっての判断要素の例、及び③法定基幹統計（国勢統計及び国民経済計算）と経済構造統計の重要性等を記述 ◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備（一定の検討を行う基幹統計等5事項）、②新たに基幹統計として整備する統計（5事項。すべて加工統計）、③将来の基幹統計化について検討する統計（9事項。調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項）の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度においては、社会保障費用統計の基幹統計化、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み ○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に法人建物調査（一般統計調査）の法人土地基本統計（基幹統計）への統合が行われているものの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計（貿易統計）や廃止された一般統計調査（食料品生産実態調査、米麦加工食品生産動態統計調査）も有り
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 ○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部にとどまっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視する。ただし、「実施困難」としている事項や、廃止された調査の取り扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧法上の指定統計から基幹統計への移行は完了。残された課題については、検討を継続する。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別の課題については、各関連項目の中で取り上げることとし、現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする。 2 個別課題については、以下のとおり整理することとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現行基本計画の別表（別紙）の「新たに基幹統計として整備する統計」のうち「現在推計人口」については、新たに外国人住民の登録が行われるなど住民基本台帳制度の変更による状況を踏まえつつ引き続き基幹統計化の検討を進める。また、「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、「実施可能」と自己評価しているものについては、基幹統計化に向けた課題の整理等を行った上で、引き続き検討を続ける。 ② 食料品生産実態調査、油糧生産実績調査及び米麦加工食品生産動態等統計調査については、油糧生産実績調査以外の2調査が既に廃止されていることに加え、油糧生産実績調査においても他の生産動態統計（基幹統計）と同様の措置がなされる予定であることから、次期基本計画の課題とはしない。 ③ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討する。

備考 (留意点等)	
-----------	--